平成31年2月　日

事務所からのお知らせ

此の度、労働保険の法令改正が次の通り行われます。

平成31年4月1日以降、行政手続きの簡素化により事務負担を軽減するため、以下の手続きが廃止となります。

１．一括有期事業開始届の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については「一括有期事業開始届」を提出する必要はありません。この一括有期事業開始届は、それぞれの事業を開始した時、翌月10日までに所轄の労働基準監督署長に提出する必要がありました。

しかし、平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業開始届は提出する必要がなくなります。

２．一括有期事業の地域要件の廃止

平成31年4月1日以降に開始する一括有期事業については遠隔地で行われるものも含めて一括されます。一括される有期事業については、地域要件が定められて居ります。よって、定められた地域の範囲外で行われる事業は一括されず、個別に有期事業として成立させる必要があります。

平成31年4月1日以降に開始される有期事業については、この地域要件が廃止されるので遠隔地で行われるものも含めて一括されることとなります。